

有田市自主防災組織育成事業補助金

趣 旨

大災害が発生したとき、被害を最小限にとどめ、早期復旧・復興を実現するためには、「自助・共助・公助」の連携が不可欠です。

災害時、公的機関による「公助」だけでは迅速かつ十分な対応ができません。また、個人の「自助」だけで対処するにも限界があります。そんなとき、地域のみなさんの「共助」による活動が大きな力を発揮することになります。

しかし、いざというときに「共助」を機能させるには、日頃から地域の「自主防災組織」の訓練や活動を通して、「自分たちのまちは自分たちで守る」体制づくりをしておくことが重要です。

「有田市自主防災組織育成事業補助金」は、「自主防災組織」の積極的な活動を支援するための補助金です。以下に補助対象となる経費の概要を示していますので、申請の希望がありましたら、有田市防災安全課までご相談ください。

補助対象

- 1 防災訓練や研修等に要した経費
- 2 資機材の購入又は更新に要した経費
- 3 地域の防災活動に要した経費
- 4 防災士の育成に要した経費
- 5 津波避難路整備に要した経費

予算の範囲内で、補助をします。
その他条件がありますので、
詳しくは個別にご相談ください。

1 防災訓練や研修等に要した経費

- ☑ 講師の謝礼、交通費
- ☑ 資料の印刷製本費
- ☑ 会場使用料
- ☑ バスの借上料（研修）
- ☑ 啓発物品の購入費
- ☑ 資機材や資料等の購入費、使用料
- ☑ 参加者の飲料代（1人120円まで）
- ☑ その他、市長が必要と認めた経費



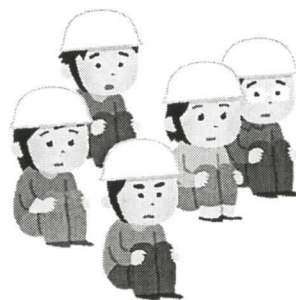
交付回数・・・1年度に合計2回まで

補助率・・・10分の10以内

上限額・・・30,000円＋100円×世帯数

2 資機材の購入又は更新に要した経費

- ☐ 資機材（※資機材一覧表を参照）の購入費
- ☐ 防災教材の購入費、資料の印刷製本費
- ☐ 各家庭へ配布する防災用品等の購入費
- ☐ その他、市長が必要と認めた経費



※資機材一覧表（例）

情報収集伝達用具	トランシーバー（免許申請等の費用は除く）、携帯ラジオ、メガホン類、ホイッスル、携帯電話充電器
初期消火用具	消火栓ホース、消火栓ホース格納箱、管槍、消火器、可搬型消火ポンプ、水バケツ
水防用具	救命ボート、救命胴衣、杭、土嚢、鎌
救助用具	救助器具セット、のこぎり、バール、かけや、つるはし、スコップ、手斧・なた、ジャッキ、ロープ、ウインチ、ハンマー、番線カッター、チェーンソー、エンジンカッター、一輪車、はしご、脚立
救護用具	救急箱、担架、車椅子、AED（据付用格納箱を含む）、毛布、防水シート、懐中電灯、リヤカー、テント（多人数に対応するもの）
避難用具	避難誘導棒、腕章（ベスト）、仮設トイレ、糞尿処理セット、シート
給食・給水用具	鍋・釜類（多人数に対応するもの）、炊飯器具セット（多人数に対応するもの）、水タンク（多人数に対応するもの）、カセットコンロ、ガスボンベ、ろ水機・浄水機、非常食
保護用具	ヘルメット
照明用具	発動発電機、投光機、コードリール
その他	防災倉庫、ガソリン携行缶、防塵マスク、防塵メガネ、草刈り機、カメラ、ビデオ
その他市長が認めたもの	

交付回数・・・1年度に1回まで

補助率・・・3分の2以内

上限額・・・1自治会で構成された自主防災組織の場合、200,000 円
複数の自治会で構成された自主防災組織の場合、400,000 円

3 地域の防災活動に要した経費

- ▣ 防災マップ等の作製費
- ▣ 防災活動に利用する井戸の水質検査費、掘削費
- ▣ その他、市長が必要と認めた活動に要する経費

交付回数・・・1年度に1回まで
補助率・・・2分の1以内
上限額・・・100,000円

4 防災士の育成に要した経費

- ▣ 交通費（自宅の最寄公共交通機関～研修・試験会場の最寄公共交通機関で換算）
- ▣ 資料代、受験料、登録料

注意

和歌山県が開催する「紀の国防災人づくり塾」を修了のうえ、「防災士資格取得試験」を受験し、資格取得・登録した場合に交付されます。資格取得・登録しなかった場合は、交付決定の取消となります。

補助率・・・10分の10以内
補助額・・・実際に要した費用

5 避難路整備に要した経費

チェック

（下記の条件を満たしている場合、補助対象となります。）

1. 津波や洪水が発生した際に一時的に避難することができる場所まで、徒歩により迅速に避難することができるよう、斜面等に設置する避難路であること
2. 避難路の整備箇所以外に十分な避難路がないこと
3. 避難路に係る土地の権利者から、避難路を整備すること及び地域の住民が避難路として使用することについて同意を得ていること
4. 避難路の整備は、自主防災組織が行うものであって、営利を目的としたものではないこと
5. 避難路を整備した自主防災組織が、自らの負担で適正に維持管理できること



補助率・・・自主施工の場合は10分の10以内
業者施工の場合は10分の9以内
上限額・・・1路線につき5,000,000円（業者施工 4,500,000円）

必要書類等

○ 補助申請（事業着手前に提出）

	1	2	3	4	5
申請書（様式第2号）	○	○	○	○	○
年間計画書	○	○	○	○	○
収支予算書	○	○	○	○	○
資機材の一覧表（品名、単価、個数）		○			
位置図		○	※		○
見積書（写）		○	※		○
同意書（写）			※		○
写真			※		○
登記簿謄本			※		○
防災士受講者の氏名、住所				○	

※ 事業内容によっては必要な書類

○ 変更申請（事業内容に変更が生じた場合に提出）

変更申請書（様式第4号）、補助申請から変更があった書類

○ 実績報告（事業完了後に提出）

	1	2	3	4	5
実績報告書（様式第6号）	○	○	○	○	○
収支決算書	○	○	○	○	○
位置図		○	※		○
領収書（写）	○	○	○	○	○
写真	○	○	※		○
成果品			○		
防災士資格認定証（写）				○	

※ 事業内容によっては必要な書類

担 当

有田市防災安全課(市役所4階) TEL 83-1111 内線 218, 393